

# 【制度のイメージ】

## ① 利用登録



利用希望者は、役場窓口において本補助の登録申請を行い、**公共交通補助事業登録証**（以降登録証）を発行してもらう（登録証は窓口において**即日発行**）

## ② 公共交通機関利用



### <タクシー>

料金支払い時に、登録証を提示し、乗務員に領収書を発行してもらい、**領収書に時間と乗務員名を記入してもらう。**

### <バス>

登録証を提示し、バス回数券を購入し、**専用の領収書**を発行してもらう。

## ③ 還付申請



領収書等を添えて公共交通利用補助事業の還付申請を行い、タクシー運賃及びバス回数券補助の還付を受ける。**年間1人上限**

**10,000円**

### <タクシー>

タクシー運賃の一部補助については**領収書1枚につき500円を補助**

### <バス>

バス回数券の購入費の**領収書**をもとに**半額を補助（100円未満切り捨て）**